

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置
法の一部を改正する法律案に対する修正案

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の
一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

「第二節 窒素酸化物重点対策地区等に関する措置（第十五
題名の次に目次及び章名を付する改正規定中
第三節 事業者に関する措置（第三十一条 第四十三条）

「第二節 特定事業所に係る総量規制（第十四条の二 第十四条の七）

条 第三十条）
第三節 特定域外自動車に係る運行規制等（第十四条の八 第十四条の十一）

を
第四節 窒素酸化物重点対策地区等に関する措置（第十五条 第三十条）

第五節 事業者に関する措置（第三十一条 第四十三条）

「第四十九条」を「第四十八条の二」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第一条中「つき」を「ついで」に、「を定め、並びに」を「並びに当該地域内の一定の事業所の」に、
「所要の措置を講ずること」を「総量規制基準を定めること」に改める。

第四条第一項中「講ずる」に改め、同条第二項中「製造又は」を「製造若しくは輸入又は」に、「を業とする」を「の事業を行う」に、「資するように努めなければならない」を「関し必要な措置を講ずるものとする」に改める。

第十二条の改正規定中「第三十二条」を「第十四条の二第一項及び第二項」に、「次項及び同条」を「次項及び同条第一項」に、「同項及び同条」を「次項及び同条第二項」に改める。

第三十条を第五十一条とし、同条の次に一条を加える改正規定中「第三十条」を「第三十条中「前二条」を「第四十八条の二から前条まで」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条」に改める。

第二十九条第二号を改め、同号を同条第七号とし、同条第一号を改め、同号を同条第六号とし、同号の前に五号を加える改正規定中「第四十一条第一項から第四項まで」を「第四十一条第一項から第五項まで」に、「同条第七号」を「同条第十二号」に、「第三十二条又は」を「第三十二条第一項若しくは第二項若しくは」に改め、『規定を第四十三条第一項』に改め『の下に』、『含む。』の下に「又は第四十条第一項」を加え』を加え、「同条第六号」を「同条第十一号」に、「五号」を「十号」に改め、第五号を第十号とし、第一号から第四号までを五号ずつ繰り下げ、第一号から第五号までとして次の五号を加える。

- 一 第十四条の三の規定による提出をしなかつた者
 - 二 第十四条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十四条の六第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - 四 第十四条の十一第一項の規定による提示を拒み、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 五 第十四条の十一第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第二十九条を第五十条とする改正規定を次のように改める。
- 第二十九条に次の一号を加える。
- 十三 第四十条第三項若しくは第四十一条第六項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第二十九条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十条の二 第十四条の九第六項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十八条の前の見出しを削り、同条を改め、同条を第四十九条とする改正規定中「第三十五条第三項」を「第十四条の九第一項、第三十五条第三項」に改め、「改め」の下に「、」を含む。「」の下に「又は第四十条の二第三項」を加え、「五十万円」を「百万円」に改め』を加える。

第二十七条を第四十八条とし、同条の次に章名を付する改正規定中「を付する」を「及び一条を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

第四十八条の二 第十四条の五第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十六条を第四十七条とし、第二十三条から第二十五条までを二十一条ずつ繰り下げる改正規定を次のように改める。

第二十六条を第四十七条とする。

第二十五条中「電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）その他その運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物等がないか又はその量が相当程度少ない自動車」を「低公害車」に改め、同条を第

四十六条とする。

第二十四条を第四十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(環境大臣の指示)

第四十五条の二 環境大臣は、自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第四十四条の二第一項の政令で定める市の長に対し、第十四条の五第二項の規定による勧告に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務及び第十四条の九第一項の規定による命令に関する事務に関し必要な指示をすることができらる。

第二十三条を第四十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第四十四条の二 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項及び第四十五条の二において同じ。)の長が行うこととすることができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(事務の区分)

第四十四条の三 第十四条の二第一項から第三項までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十二条を改め、同条を第四十三条とし、同条の次に章名を付する改正規定中「第四十一条第一項から第四項まで」を「第四十一条第一項から第五項まで」に、「第三十二条」を「第三十二条第一項及び第二項」に、「当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する」を「当該窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域をその区域の全部又は一部とする」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項及び第二項」に、「部分及び」を「部分並びに」に、「第三十三条及び」を「第三十三条第一項及び第二項並びに」に改める。

第二十一条を改め、同条を第四十二条とする改正規定中「第三十二条及び」を「第三十三条第一項及び第二項並びに」に改める。

第二十条第三項を改め、同項を同条第六項とし、同条第二項を改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を改め、同項を同条第二項とし、同項の次に二項を加える改正規定中「第四項」を「第六項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、「第三十五条」に『の下に』、「特定事業者」を「特定荷主等」に』を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に、「二項」を「三項」に改め、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同改正規定に次の一項を加える。

6 環境大臣は、第四十条第三項及び前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自動車製造事業者等に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、自動車製造事業者等の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十条に第一項として一項を加える改正規定を次のように改める。

第二十条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

都道府県知事は、第三十三条第一項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、同項の事業者に対し、当該事業者に係る貨物の輸送量に関し報告させ、又はその職員に、同項の事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、第三十三條第二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、同項の政令で定める施設を設置し、若しくは管理する者に対し、当該施設に係る窒素酸化物等排出自動車の交通量に関し報告させ、又はその職員に、同項の政令で定める施設を設置し、若しくは管理する者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第十九條を改め、同條を第三十五條とし、同條の次に五條を加える改正規定中『第十五條第一項』を「第三十一條第一項」を「特定事業者」を「特定荷主等」に、「特定自動車」を「窒素酸化物等排出自動車」に、「第十五條第一項」を「第三十一條第一項」に改め、同條第二項及び第三項中「特定事業者」を「特定荷主等」に、「五條」を「六條」に改め、同改正規定のうち第三十六條中「第十二條第一項の窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車又は同項の粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車（以下この条において「窒素酸化物等排出自動車」と総称する。）」を「窒素酸化物等排出自動車」に改め、同改正規定中第四十條を削り、同改正規定に次の二條を加える。

（自動車製造事業者等による計画の作成）

第四十条 自動車の製造又は輸入の事業を行う者（その製造し、又は輸入した自動車であつて、窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有するものとして道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録を受けたものの年間の台数（以下この項において「新規登録台数」という。）が政令で定める台数に満たない者を除く。以下「自動車製造事業者等」という。）は、その製造し、又は輸入する自動車で窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有することとなるものから排出されると見込まれる自動車排出窒素酸化物等の総量の削減に関し、自動車の種別ごとの自動車排出窒素酸化物等の排出量及び新規登録台数を考慮して環境省令で定めるところにより算定した基準に従い、その製造し、又は輸入する自動車の性能の向上等について講ずる措置に関する計画を定め、環境大臣に提出しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の基準には、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）その他その運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物等がないか又はその量が相当程度少ない自動車（第四十六条において「低公害車」という。）への転換の措置の目標に関する事項を含むものとする。

3 自動車製造事業者等は、第一項の計画の実施の状況について、政令で定めるところにより、環境大臣に

報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第四十条の二 環境大臣は、自動車製造事業者等がその製造又は輸入に係る自動車の性能の向上等について講ずる措置が前条第一項の基準に照らして十分でないとき、当該自動車製造事業者等に対し、その目標を示して、当該自動車の性能の向上等を図るべき旨の勧告をすることができる。

2 環境大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 環境大臣は、第一項に規定する勧告を受けた自動車製造事業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかった場合において、自動車排出窒素酸化物等の排出量の削減を図る上で著しく支障があると認めるときは、当該自動車製造事業者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

第十八条を改め、同条を第三十四条とする改正規定中「第十八条中」の下に「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に、「事業者」を「特定荷主及び同条第二項の規定により同項の計画を作成すべ

き特定施設の設置者等（」に、』を加え、「第四十一条第二項」を『第四十一条第三項』に、「特定事業者」を「特定荷主等』に改める。

第十七条を改め、同条を第三十二条とする改正規定を次のように改める。

第十七条を削る。

第十六条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定荷主等による計画の作成）

第三十二条 窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内において、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定による貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者に窒素酸化物等排出自動車を使用した運送を継続して行わせる事業者であつて、政令で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量が政令で定める量以上であるもの（以下この項及び次条において「特定荷主」という。）は、主務省令で定めるところにより、第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置であつて、特定荷主に係るもの

実施に関する計画を作成し、当該窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域をその区域の全部又は一部とする都道府県の知事に提出しなければならない。

- 2 窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内において、卸売市場、トラックターミナルその他の窒素酸化物等排出自動車を高度に集中させ、停留させることを常態とする施設として政令で定める施設であつて、政令で定めるところにより算定した窒素酸化物等排出自動車の交通量が政令で定める基準を超えるもの（以下この項において「特定施設」という。）を設置し、又は管理する者（次条において「特定施設の利用者」という。）は、主務省令で定めるところにより、第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置であつて、特定施設に係るものの実施に関する計画を作成し、当該窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域をその区域の全部又は一部とする都道府県の知事に提出しなければならない。

第十六条を第三十二条とし、第十五条を第三十一条とし、第十四条の次に一節及び節名を加える改正規定中「第十六条を第三十二条とし、」を削り、「一節」を「三節」に、「第三節 事業者に関する措置」を

「第五節 事業者に関する措置」に改め、第二節を第四節とし、同節の前に次の二節を加える。

第二節 特定事業所に係る総量規制

(総量規制基準)

第十四条の二 都道府県知事は、窒素酸化物対策地域にあつては、窒素酸化物特定事業所（窒素酸化物排出自動車その他の窒素酸化物対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第三十九条第一項の政令で定める自動車（次項において「緊急自動車」という。）を除く。）であつて、政令で定めるもの（以下「窒素酸化物排出特定自動車」という。）を、排出状況その他の事情を勘案して環境省令で定める台数以上使用する事業所をいう。以下同じ。）において使用される窒素酸化物排出特定自動車の当該窒素酸化物対策地域における運行に伴つて排出される自動車排出窒素酸化物について、窒素酸化物総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、自動車排出窒素酸化物総量規制基準を定めなければならない。

2 都道府県知事は、粒子状物質対策地域にあつては、粒子状物質特定事業所（粒子状物質排出自動車その他の粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車（緊急自動車を除く。）であつて、政令で

定めるもの（以下「粒子状物質排出特定自動車」という。）を、排出状況その他の事情を勘案して環境省令で定める台数以上使用する事業所をいう。以下同じ。）において使用される粒子状物質排出特定自動車の当該粒子状物質対策地域における運行に伴って排出される自動車排出粒子状物質について、粒子状物質総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、自動車排出粒子状物質総量規制基準を定めなければならない。

3 都道府県知事は、新たに窒素酸化物排出特定自動車を使用する窒素酸化物特定事業所又は新たに粒子状物質排出特定自動車を使用する粒子状物質特定事業所（新たにこれらの自動車を使用することにより、窒素酸化物特定事業所又は粒子状物質特定事業所となった事業所を含む。）について、窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、第一項の自動車排出窒素酸化物総量規制基準又は前項の自動車排出粒子状物質総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

4 第一項の自動車排出窒素酸化物総量規制基準、第二項の自動車排出粒子状物質総量規制基準又は前項の特別の総量規制基準（以下「総量規制基準」と総称する。）は、窒素酸化物特定事業所にあつては当該事

業所において使用するすべての窒素酸化物排出特定自動車の窒素酸化物対策地域における運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物の合計量、粒子状物質特定事業所においては当該事業所において使用するすべての粒子状物質排出特定自動車の粒子状物質対策地域における運行に伴って排出される自動車排出粒子状物質の合計量について定める許容限度とする。

5 都道府県知事は、総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(事業者による計画の提出)

第十四条の三 窒素酸化物特定事業所又は粒子状物質特定事業所（以下単に「特定事業所」という。）を設置する事業者は、環境省令で定めるところにより、特定事業所ごとに、総量規制基準の達成のために取り組むべき措置に関する計画を作成し、当該特定事業所に係る窒素酸化物排出特定自動車又は粒子状物質排出特定自動車（以下単に「特定自動車」という。）の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事に提出しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(定期の報告)

第十四条の四 前条の規定により同条の計画を作成すべき事業者（以下「特定事業者」という。）は、毎年、環境省令で定めるところにより、特定事業所ごとに、総量規制基準の達成のために必要な措置の実施の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

（勧告及び命令）

第十四条の五 都道府県知事は、第十四条の三の規定による同条の計画の提出があつた場合において、当該計画に係る特定事業所において使用されるすべての特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物等の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、当該特定事業所に係る特定事業者に対し、当該計画の変更を勧告することができる。

2 都道府県知事は、特定事業所につき、総量規制基準に適合しない自動車排出窒素酸化物等が排出され、又は排出されるおそれがあると認めるときは、当該特定事業所を設置している特定事業者に対し、期限を定めて、特定自動車の運行方法の改善その他の総量規制基準の達成のために必要な措置を執るべき旨を勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わないときは、当該特定事

業者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

4 前二項の規定は、第六条第一項の政令の改正、第八条第一項の政令の改正、第十四条の二第一項の政令の改正、同項の台数を定める環境省令の改正、同条第二項の政令の改正又は同項の台数を定める環境省令の改正により新たに特定事業所となつた事業所を設置している事業者については、当該事業所が特定事業所となつた日から一年間は、適用しない。

(報告及び立入検査)

第十四条の六 都道府県知事は、第十四条の三の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定自動車を使用する事業者に対し、事業所ごとにその使用する特定自動車の台数を報告させ、又はその職員に、特定自動車を使用する事業者の事業所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、前二条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定事業者の特定事業所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境大臣への通知)

第十四条の七 都道府県知事は、第十四条の三の規定による同条の計画の提出又は第十四条の四の規定による報告があつたときは、環境省令で定めるところにより、当該計画の提出及び報告に係る事項を環境大臣に通知するものとする。

第三節 特定域外自動車に係る運行規制等

(運行規制)

第十四条の八 特定域外自動車(第十二条第一項の粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車であつて粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有しないもの)のうち、政令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)を使用する者は、粒子状物質対策地域内に

においてこれを運行する場合にあつては、粒子状物質に係る第十四条の規定による道路運送車両法第四十一条に基づき技術基準に適合したものを使用しなければならない。

(運行禁止命令等)

第十四条の九 都道府県知事は、粒子状物質対策地域内において運行の用に供されている特定域外自動車が前条の技術基準に適合していないと認められるときは、当該特定域外自動車を使用する者に対し、当該特定域外自動車に当該技術基準に適合していることについて当該都道府県知事の確認を受けるまでの間、当該特定域外自動車を当該粒子状物質対策地域内において運行の用に供してはならない旨を命ずることができらる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた特定域外自動車を使用する者に対し、運行の用に供してはならないこととなる特定域外自動車の番号標の番号その他の環境省令で定める事項を記載した文書を交付し、かつ、当該特定域外自動車の前面の見やすい箇所に環境省令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

3 前項の規定により標章をはり付けられた特定域外自動車を使用する者は、当該特定域外自動車が前条の

技術基準に適合するものとなつたと認めるときは、その旨を第一項の規定による命令をした都道府県知事に申告するものとする。

4 都道府県知事は、前項の申告を受けたときは、速やかに当該申告に係る特定域外自動車が前条の技術基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

5 都道府県知事は、当該申告に係る特定域外自動車が前条の技術基準に適合することを確認したときは、当該特定域外自動車を使用する者に対し、文書で確認した旨を通知し、かつ、第二項の規定により付けられた標章を取り除かなければならない。

6 何人も、第二項の規定によりはり付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、また、前項の規定による場合を除き、これを取り除いてはならない。

7 第一項の規定は、一の地域が粒子状物質対策地域となつた際現に特定域外自動車を使用する者又は一の自動車の前条の政令の改正により新たに特定域外自動車となつた際現にその自動車を使用する者が、当該自動車を引き続き使用する場合については、一の地域が粒子状物質対策地域となつた日又は一の自動車が特定域外自動車となつた日から一年間は、適用しない。

(窒素酸化物等排出自動車を使用する者の努力)

第十四条の十 窒素酸化物等排出自動車(第十二条第一項の窒素酸化物対策地域における大気の汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車又は同項の粒子状物質対策地域における大気の汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車をいう。以下同じ。)であつて、窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有しないもの(特定域外自動車を除く。)を使用する者は、窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内においてこれを運行する場合にあつては、第十四条の規定による道路運送車両法第四十一条に基づく技術基準に適合したものを使用するように努めなければならない。

(報告及び検査)

第十四条の十一 都道府県知事は、第十四条の九の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、粒子状物質対策地域内の道路において運行する自動車の運転者に対し当該自動車の一時停止及び自動車検査証その他政令で定める書類の提示を求め、当該自動車の装置について検査をし、並びに当該運転者に質問をさせることができる。

2 都道府県知事は、第十四条の九の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定域外自動車を使用する者に対し、当該特定域外自動車の粒子状物質対策地域内における運行の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定域外自動車を使用する者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附則に次の四条を加える。

(経過措置)

第三条 この法律による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第十四条の五第三項、第十四条の九第一項及び第四十条の二第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

第四条 この法律による改正前の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量

の削減等に関する特別措置法（以下「旧法」という。）第十八条の特定事業者のこの法律の施行前に行われた事業活動に伴う旧法第三条第一項の自動車排出窒素酸化物等の排出に係る勧告、公表及び勧告に係る措置を執るべき旨の命令並びにこれらの勧告、公表及び命令に係る報告及び立入検査については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一外国人登録法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十六号）の項の次に次のように加える。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）	第十四条の二第一項から第三項までの規定により都道府県が処理することとされている事務
--	---

